

専門実践教育訓練給付金制度（社会人）

☆ 保育士を目指す社会人の方へ～

青森明の星短期大学子ども福祉未来学科保育専攻が「専門実践教育訓練講座」に指定され「教育訓練給付金」が適用されます。

☆ 介護福祉士を目指す社会人の方へ～

青森明の星短期大学子ども福祉未来学科コミュニティ福祉専攻が「専門実践教育訓練講座」に指定され「教育訓練給付金」が適用されます。

・ 専門実践教育訓練給付金制度のご案内

本学の子ども福祉未来学科保育専攻、コミュニティ福祉専攻が「専門実践教育訓練講座」に指定されました。

これにより厚生労働省によって定められている教育訓練給付金制度が適応されます。

「教育訓練給付金制度」とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または、一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額をハローワークから支給する制度です。社会人経験のある方で入学をお考えの方は是非、本制度のご利用をご検討下さい。

「専門実践教育訓練給付制度」により、受講費用の50%（上限80万円）と修了後、資格取得し1年以内に就職した場合、上乗せで20%（上限32万円）の112万円が追加でハローワークから支給されます。

・ 教育訓練給付金支給対象の条件

専門実践教育訓練給付金の支給対象となる方は、以下の①または②に該当する方です。

なお、ご自身の受給資格については、事前に必ずハローワークにてご確認下さい。

① 初めて給付を受ける場合

受講開始日前までに通算2年以上の雇用保険の一般被保険者期間を有し、在職中または離職後（一般被保険者資格を喪失して）1年以内の方

② 過去に給付を受けたことがある場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して3年以上の雇用保険の一般被保険者期間を有している方

・ 専門実践教育訓練給付金の給付を受けたい方

専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であることなどが条件となっております。受講開始日の1ヶ月前までに住所管轄のハローワークにて受給資格を確認し、申請の手続きを行って下さい。

教育訓練給付金について詳しく知りたい方は、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。